

中小法人等の交際費課税の軽減

改正の背景

中小企業の活動支援のため、交際費課税の緩和化の改正が、平成21年度税制改正に追加経済対策として盛り込まれることになりました。

消費の低迷に少しでも歯止めを掛けるため、中小企業が交際費を使った場合に損金算入できる枠を200万円増加させる措置を取ることになったのです。

この制度の適用開始は平成21年4月以降終了する事業年度からとなります。

■ 交際費課税の軽減

平成21年4月1日以後に終了する事業年度から、資本金1億円以下の法人について、交際費の定額控除額が400万円→600万円に引き上げられます。

ただし、損金算入できる金額は定額控除額の90%までとなっているので、経費として認められる額は最大540万円となります。

たとえば交際費800万円使った場合、600万円超える部分（200万円）と600万円までの10%（60万円）のあわせて260万円が損金不参入になります。

①800万円－600万円＝200万円（定額控除限度額を超えた部分）

②600万円×10%＝60万円（定額控除限度額に達するまでの額の10%にあたる部分）

①＋②＝260万円（損金不算入額）

なお、資本金1億円超の法人が支出する交際費等については、これまでと同様、その金額の全額が損金不算入となっています。